

岩手県家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）事務処理要領

令和7年5月26日付け 畜第172号

（目的）

第1 この要領は、家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金（クイック融資メニューによる資金に限る。）の融通等に関し必要な事項を定めることを目的とし、事業の実施に当たっては、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「要綱」という。）、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2）によるほか、この事務処理要領によるものとする。

（貸付対象者）

第2 クイック融資メニューによる資金の貸付対象者の要件は、要綱別添2の第3の4（1）に該当する者であることとする。

（資金の使途）

第3 クイック融資メニューによる資金の内容は、要綱別添2の第3の4（2）に定めるとおりとする。

（融資機関）

第4 クイック融資メニューによる資金を融通できる融資機関は、要綱別添2の第3の4（4）に定めるとおりとする。

（貸付条件）

第5 クイック融資メニューによる資金の貸付条件は、要綱別添2の第3の4（6）に定めるとおりとする。

（畜産経営安定計画の作成及び承認）

第6 畜産経営安定計画並びに承認に関する手続は次のとおりとする。

（1） 畜産経営安定計画の作成等

クイック融資メニューによる資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、経営安定計画承認申請書（様式第1号）に要綱別添2の第3の4（5）に定める畜産経営安定計画（以下「経営安定計画」という。）を添付し、本要領第4に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）を經由して、知事に提出するものとする。

（2） 融資機関の事務処理

ア 融資機関は、（1）により経営安定計画が提出されたときは、借入計画額が貸付限度額を超えていないことなど、当該経営安定計画の内容を検討の上、クイック融資メニューによる融資が可能と判断した場合に、（1）の計画の提出を受けてから5業務日程度で知事に計画を提出するものとする。

イ 融資機関は、(3)のイによる経営安定計画承認通知書(様式第2号)又は、(3)のウによる経営安定計画不承認通知書(様式第3号)の送付があったときは、借入希望者にこれを送付するものとする。

(3) 知事の事務処理

ア 知事は、融資機関から(2)のアによる経営安定計画が提出されたときは次に掲げる事項等を審査するものとする。

(ア) 借入計画額が要綱別添2の第3の4(6)のアに定める貸付限度額以内であること。

(イ) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち要綱別添2別表1-1に掲げる対象家畜伝染病が発生し、防疫措置(法第16条の規定に基づくと殺、法第21条及び法第23条に基づく死体及び汚染物品の焼却等並びに法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒をいう。)が実施された事実があること。

(ウ) (イ)の発生について、借入希望者が要綱別添2の第3の6(1)のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

イ 知事は、アの審査の結果、妥当と認められる場合には、(2)のアによる経営安定計画の提出を受けてから3業務日程度で、経営安定計画承認通知書を融資機関を経由して、借入希望者に交付するとともに、承認を行ったことを公益社団法人中央畜産会会長に報告するものとする。

ウ 知事は、アの審査の結果、妥当と認められない場合には、経営安定計画不承認通知書を融資機関を経由して借入希望者に交付するものとする。

(4) 経営安定計画の承認の取消し

ア 知事は、(3)のイにより承認した経営安定計画について、要綱別添2の第3の5(6)に定める事項に該当する場合は、承認を取り消すものとする。

イ アの取消しを行う場合は、(1)から(3)までに規定する手続に準じるものとする。(様式第4号から様式第6号による。)

(5) 経営安定計画の変更

ア クイック融資メニューによる資金の借入者は、(3)のイにより知事の承認を受けた経営安定計画の内容を変更しようとする場合は、変更後の経営安定計画を融資機関を通じて知事に提出し承認を受けるものとする。ただし軽微な変更にあつてはこの限りでない。

イ アの変更を行う場合は、(1)から(3)までに規定する手続に準じるものとする。(様式第4号から様式第6号による。)

(貸付実行報告)

第7 融資機関は、クイック融資メニューによる資金の貸けを行った場合は、実施要領第5の5の(2)に基づき中央畜産会に提出するクイック融資メニュー貸付実行報告書の写しを知事に提出するものとする。

(融資状況の調査)

第8 知事は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、融資機関及び借入者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則 （令和7年5月26日付け畜第172号）
この要領は、令和7年5月26日から施行する。

様式第1号（第6の（1）関係）

経営安定計画承認申請書

年 月 日

岩 手 県 知 事 様

住所

氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添2の第3の4（5）の規定に基づき、別添のとおり経営安定計画を作成したので、承認を受けたく申請します。

（A4）

様式第2号（第6の（3）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所

氏名

様

岩手県知事

印

経営安定計画承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通事業実施要綱別添2の第3の5の（4）の規定に基づき承認します。

記

クイック融資メニューによる資金 借入限度額	千円
--------------------------	----

(A4)

様式第3号（第6の（3）のウ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所

氏名

様

岩手県知事

印

経営安定計画不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認
できませんので通知します。

理 由

(A4)

様式第4号（第6の（4）、（5）関係）

経営安定計画取消（変更）承認申請書

年 月 日

岩 手 県 知 事 様

住所

氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添2の第3の5の（6）（又は（11））の規定に基づき、別添のとおり経営安定計画を取消（又は変更）したので、承認を受けたく申請します。

（A4）

様式第5号（第6の（4）、（5）関係）

畜 第 号
年 月 日

住所

氏名

様

岩手県知事

印

経営安定計画取消（変更）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通
事業実施要綱別添2の第3の5の（6）の規定に基づき承認します。

（A4）

様式第6号（第6の（4）、（5）関係）

畜 第 号
年 月 日

住所

氏名

様

岩手県知事

印

経営安定計画取消（変更）不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認できませんので通知します。

理 由

(A4)